

## 匝瑳市市民協働のまちづくり委員会規則

## (設置)

第 1 条 匝瑳市における市民協働のまちづくりを推進するため、市民協働のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働のあり方や方向性を示す（仮称）市民協働指針案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 3 人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、学識経験者、市内の団体の長が推薦した者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委員に委嘱された日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長の委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成28年3月31日限り失効する。